

社会保険ひろしま

第917号

- 【ご案内】 オンライン事業所年金情報サービスは電子証明書をお持ちの事業主の方や社会保険労務士の方も利用できるようになりました
- 【お知らせ】 ～全国健康保険協会管掌事業所のご担当者さまへ～ 資格確認書発行にかかる手続き
- 【お願い】 短時間労働者の適用拡大<被保険者資格取得届提出の再確認のお願い>
- 【注意事項】 届書には事業所整理記号・事業所番号を記載してください
- 年金だより
- 資格情報のお知らせと加入者情報（マイナンバーの下4桁）の配付をお願いします。
- 令和7年度 健診のご案内について
- より詳細な健診を受けたいご家族様へ 特定健診充実パックをご利用ください
- ひろしま企業健康宣言エントリー事業所募集中！
- 「ひろしま企業健康宣言健康づくり優良事業所」様の特典「ヘルスケア企業保証制度」のご案内
- 上手な医療のかかり方



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和6年11月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		61,562	60,616
船舶所有者数		250	323
被保険者数	男性	510,596人	381,674人
	女性	350,884人	270,243人
	船員	3,030人	3,325人

日本年金機構からのお知らせ

ご案内

オンライン事業所年金情報サービスは電子証明書をお持ちの事業主の方や社会保険労務士の方も利用できるようになりました

日本年金機構では、毎月の社会保険料額等の社会保険に関する情報や一部の通知をデータで提供する「オンライン事業所年金情報サービス」を提供しています。

これまで、当サービスを利用可能な方は、GビズIDをお持ちの事業主の方のみでしたが、令和7年1月6日から電子証明書をお持ちの事業主の方や社会保険労務士の方も利用可能になりました。

ぜひこの機会にオンライン事業所年金情報サービスをご利用ください。サービスの概要や申し込み方法については、同封のリーフレットをご確認ください。

サービスの詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。



オンライン事業所年金情報サービス

検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html

お知らせ

～全国健康保険協会管掌事業所のご担当者さまへ～
資格確認書発行にかかる手続き

令和6年12月2日からマイナ保険証に移行したことに伴い、新たに被保険者や被扶養者になる方が資格確認書の発行を必要とする場合は、「被保険者資格取得届」および「被扶養者（異動）届」の「資格確認書発行要否」欄の「発行が必要」の□に✓を入れて申請をすることで、全国健康保険協会から資格確認書が発行されます。

このため、「被保険者資格取得届」および「被扶養者（異動）届」の様式を変更し、「資格確認書発行要否」欄を追加しています。届出の際には、新様式をご利用ください。

新様式は、日本年金機構ホームページをご確認ください。

ホームページ：<https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kounen/tekiyo/hihokensha/index.html>

○旧様式で提出する場合の資格確認書発行

旧様式には「資格確認書発行要否」欄がないため、資格確認書を必要とする場合には備考欄にその旨記載（例：資格確認書要）のうえ提出をお願いします。旧様式による資格確認書の発行は、紙申請の場合・電子申請の場合のいずれにおいても令和7年2月28日までの受付で終了予定としておりますので、お早めに新様式に切り替えて頂くようお願いいたします。

<記入例>



備考	該当する項目を○で囲んでください。	3. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等)
	1. 70歳以上被用者該当 2. 二以上事業所勤務者の取得	4. 退職後の継続再雇用者の取得 5. その他 (資格確認書要)



備考	資格確認書要	種別 31
	※ 続柄確認済み <input type="checkbox"/>	

お願い 短時間労働者の適用拡大＜被保険者資格取得届提出の再確認のお願い＞

令和6年10月からの適用拡大の対象事業所に該当した事業所には、日本年金機構から「特定適用事業所該当通知書」を送付しています。

「特定適用事業所該当通知書」が送付された事業所は、加入対象となる短時間労働者がいる場合「被保険者資格取得届」の提出が必要です。短時間労働者の「被保険者資格取得届」の提出状況について今一度ご確認をお願いします。

被保険者資格取得届の提出が必要な方について、届出もれが後でわかった場合、事実発生日にさかのぼった被保険者資格取得年月日で「被保険者資格取得届」の提出が必要となりますので、ご注意ください。なお、保険料は被保険者資格を取得した月分までさかのぼって納付が必要です。

注意事項 届書には事業所整理記号・事業所番号を記載してください

各種届書をご提出の際には、「**事業所整理記号**」「**事業所番号**」を忘れずに、正確にご記入ください。



※「事業所整理記号」および「事業所番号」は、納入告知書や各種適用関係通知書等で確認することができます。年金事務所にお電話でご照会いただいても、お伝えできませんのでご注意ください。



年金だより

年金の相談・請求手続きはインターネット予約が便利です

年金の相談・請求手続きは、インターネット予約を利用すると以下のメリットがあります。

- 毎日予約を受け付けているため、**休日を気にせず予約**できます。
- 予約日の前日に予約時間等のお知らせメールが届くので、**予約忘れを防止**できます。
- もし予定が入ってしまった場合も、インターネットから**スムーズに変更やキャンセル**ができます。

→詳細はインターネット予約専用サイトからご確認ください。

予約専用サイトへのアクセス方法

- 翌々開所日から予約ができます。



スマートフォン



https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/sp_soyo/RA01_SP/W_RA0101_SPSCR.do



パソコン

日本年金機構 予約相談 検索

https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/RA01/W_RA0101SCR.do

インターネット予約の受付時間

土日祝日を含め毎日

8:00 ~ 23:30

※ システムメンテナンスによる停止を行うことがあります。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構公式X (旧Twitter) @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせ等を随時発信しています。

ぜひフォローいただきご活用ください。

https://x.com/Nenkin_kikou



2025年

1月

協会けんぽ

広島支部からのお知らせ

加入者の皆様へお知らせいたしますようお願いいたします



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康 いろは

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康 がえで

資格情報のお知らせと加入者情報(マイナンバーの下4桁)の配付をお願いします。

令和6年12月2日からの健康保険証を利用登録したマイナンバーカードで医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへの移行に伴い、令和6年9月に「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を送付しました。従業員様への配付にご協力いただき、ありがとうございました。



その際にお知らせしておりました直近に加入された方の「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を令和7年1月から順次送付いたしますので、お手数をおかけしますが、従業員様への配付にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

対象者

令和6年6月10日から令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得(扶養認定)の決定をされた加入者のうち、令和6年12月6日時点で健康保険に加入されている方

令和7年度 健診のご案内について



被保険者(ご本人)様 生活習慣病予防健診

3月中旬に、事業所様あてにご案内をお送りします。

35~74歳までの被保険者様は、生活習慣病予防健診を受けられます。案内をご覧ください、ぜひご活用ください!

オススメポイント1 通常額最高18,865円の健診を、自己負担額最高**5,282円**で受診いただけます!

オススメポイント2 3種のがん検診を含んでおり、**検査項目も豊富**です。さらに、ご年齢によって乳・子宮頸がん検診(女性のみ)等も追加受診できます(別途費用あり)。

オススメポイント3 お手続きは、協会けんぽと提携している健診機関にご予約いただくだけでOK!

被扶養者(ご家族)様 特定健診

4月初旬に、ご自宅*あてにご案内をお送りします。

- 40~74歳までの扶養家族の方を対象に、黄色の封筒で「特定健康診査受診券」をお送りします。
- 無料で受けられる健診機関が多数あります!(県内約80機関)
- 健診機関に直接予約いただき、マイナ保険証など資格確認ができるものと受診券を当日お持ちください。



*被保険者(ご本人)様のご登録住所

お知らせ

特定保健指導の実施率向上のため、従業員様のご自宅あてに特定保健指導に関するご案内をお送りすることがございます。ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

より詳細な健診を受けたいご家族様へ 特定健診充実パックをご利用ください

充実パックとは、特定健診よりも**検査項目が充実**した、40~74歳の被扶養者(ご家族)様向けの健診です。協会けんぽの補助を受け、自己負担額最高**11,715円**で下記項目を受診いただけます。

特定健診項目

- 診察、問診
- 身体測定、血圧測定
- 血液検査
- 尿検査(たんぱく、糖)



追加項目

- 胸部レントゲン(肺がん)
- 胃部レントゲン(胃がん)
- 便潜血反応検査(大腸がん)
- 心電図検査
- 腎機能検査
- 末梢血液一般検査
- 血中脂質検査(総コレステロール)
- 肝機能検査
- 尿潜血
- 視力、聴力検査

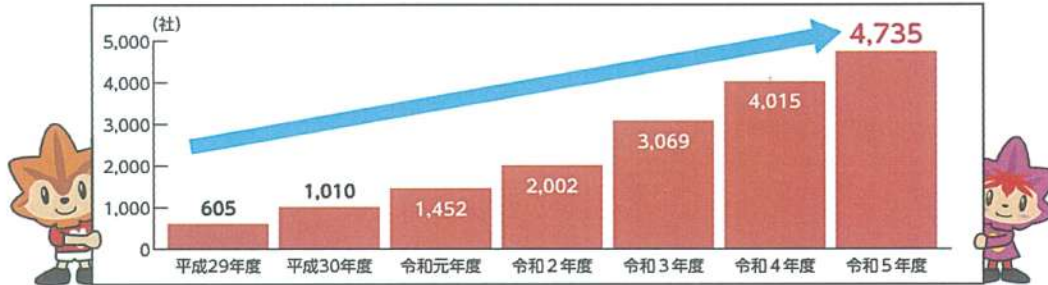
対象の方には、12月上旬から下旬にご案内を送付しています。実施期間は令和7年3月31日までです。特定健診の費用補助は年度に一度のみです。令和6年度に特定健診を受診済みの方はご利用いただけません。

ひろしま企業健康宣言 エントリー事業所募集中!

近年、企業が従業員の健康づくりに積極的に取り組むことにより、企業の生産性向上やイメージアップにつなげていく「健康経営」に取り組む企業が急増しています。

まずはその第一歩として「ひろしま企業健康宣言」にエントリーして、健康経営の取り組みを始めましょう!

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



5,000社
突破!

令和6年9月末

5,077社

詳しくは
こちら



更なる
健康づくりの
推進

「ひろしま企業健康宣言健康づくり優良事業所」様の特典 「ヘルスケア企業保証制度」のご案内

令和7年度から、「ひろしま企業健康宣言健康づくり優良事業所」として認定を受けた事業所様を対象に、金融機関から広島県信用保証協会の保証付き融資を受けられる際、**信用保証料が最大10%割引されるお得な制度**をご利用いただけます。

詳しくは
こちら



お手続き
方法

STEP 1

ひろしま企業健康宣言に
エントリーをする※

STEP 2

チェックシートを提出(5月)
し、健康づくり優良事業所の
認定を受ける(8月)

STEP 3

金融機関で融資を
受ける際に認定証(写)
を提出する

STEP 4

「ヘルスケア企業保証制度」
を利用する

※令和7年度「ヘルスケア企業保証制度」を利用する場合、令和6年度中のエントリーが必須です。

上手な医療のかかり方

時間外受診を控えましょう

医療機関を受診すると診察料がかかります。さらに、夜間や休日など診療時間外に受診すると料金が割増しとなります。

「時間外受診」や「はしご受診」を控えること以外にも「上手な医療のかかり方」は多岐にわたります。詳しくは右記HPをご覧ください。

はしご受診を控えましょう

同じ病気やけがで複数の医療機関を受診する「はしご受診」は、受診のたびに初診料や検査料等がかかり、検査による体への負担や医療費がかさみます。

厚生労働省
「上手な医療のかかり方」



協会けんぽ広島支部
「上手な医療のかかり方」
特設サイト



協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2025年1月号)

<発行> 全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問合せ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)
平日のみ 8:30~17:15
※おかけ間違いにご注意ください



今月の
TOPICS

令和5年度 インセンティブ実績

広島支部 **21位**



健診や特定保健指導、ジェネリック医薬品の使用割合などの5つの指標のうち、47都道府県支部の中で成績が15位以内になるとインセンティブ(報奨金)が獲得でき、健康保険料率の引き下げにつながります。広島支部は今回インセンティブを獲得できませんでしたが、次回以降獲得できるよう、引き続きご協力をお願いします。